

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

号外(一) 令和六年一月九日

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表人事課の項第一号中「こと」の下に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加え、同表行政管理課の項第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 職員のハラスメントに関すること。

第五条第三項及び第四項を次のように改める。

3 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室(本庁の課に置く室をいう。以下同じ。)として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
行政管理課	職場環境対策室	ハラスメント対策係
管財課	県有施設管理室	管理・修繕支援係

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

令和六年一月九日

4 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分 掌 事 務
職場環境対策室	第二項の表行政管理課の項第八号に掲げる事務
県有施設管理室	第二項の表管財課の項第六号に掲げる事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和六年一月九日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社